

地方行政委員会
議 録 第三十一号

昭和四十七年六月二日(金曜日)
午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君
理事 塩川正十郎君
理事 豊 永光君
理事 小濱 新次君
理事 大村 襄治君
理事 坂田 道太君
理事 中島 茂壽君
理事 羽田 正昭君
理事 三池 信君
理事 桑名 義治君
理事 林 百郎君

理事 大石 八治君
理事 中村 弘海君
理事 山本弥之助君
理事 門司 亮君
理事 菅 太郎君
理事 高島 修君
理事 中山 利生君
理事 永山 忠則君
理事 橋本登美三郎君
理事 山口 鶴男君
理事 和田 一郎君

出席政府委員

(国家公安委員長)
警察庁長官 後藤田正晴君
警察庁刑事局長 本庄 務君
安部部長 山田 滋君
消防庁次長 山田 滋君

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長 加地 夏雄君
建設省住宅局長 救仁 齊君
建設省住宅局市街地建築課長 香取 俊作君
地方行政委員会 日原 正雄君
調査室長

委員の異動
六月二日
辞任

補欠選任

國場 幸昌君
宮澤 喜一君
綿貫 民輔君
羽田 孜君
中山 利生君
大村 襄治君
羽田 孜君
宮澤 喜一君
國場 幸昌君

同日

補欠選任

本日の会議に付した案件
風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)
警備法案(内閣提出第八五号)

○大野委員長 これより会議を開きます。
風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○山本(弥)委員 いわゆるモーターの営業の規制の問題であります。従来の質疑応答の過程から言いますと、現在大体五千軒あるモーター営業のうち、いわゆるワンルーム・ワンガレージの様式を持つておるモーターが約七割を占めておるといふことであります。さらに地域の指定によりましてそれから漏れるものもあるかと思うのでありますけれども、モーターの規制としては大体網羅することができるといふふうに考へるわけではあります。そこでございましょうか。

○本庄政府委員 モーターといふ場合、いろいろ概念があるわけですが、先生がいまおっしゃいましたように、世間で俗に言うモーターが約五千軒、そのうちの七割近くが、今度の法律で規制しようとする法律の意味におけるモーターでございまして、その法律の意味にお

けるモーターにつきましては、今回の地域規制によりまして、はっきりした数は、これは府県条例で地域を定めるわけですから申し上げられませんが、まあ、ほぼ規制の目的を達する程度には包含されるのではないかと申すわけであり

○山本(弥)委員 この地域指定につきまして、都道府県の条例で指定することになっておりますが、これは知事が条例を定めるわけでありまして、けれども、その所管業務といふことは、それはどこでやりになりますか。

○本庄政府委員 御案内のように、条例の提案は知事でございまして、しかし、実施いたしましたのは、これは風俗面における規制でございまして、都道府県公安委員会が関係の市町村あるいは地域住民等の意向を十分そんたくいたしまして、事務的な検討を加え、そして知事に提案をお願いする。したがって、そういう事務的な意味での所管は公安委員会というわけでありまして、

○山本(弥)委員 そういたしますと、規制を受けるモーターにつきましては旅館業法の許可営業になつておるわけですね。そういたしますと、今後、許可された営業でも一年以内に廃業しなければならぬことがあるという、これは警備業法などと違つて相当きつい規制になるわけでありまして、今後、旅館業法によりましてモーターの許可をするという場合におきましては、許可をして、もしそれが指定区域の中に該当するということとがあとでわかるということになると、当然これは直ちに廃止しなければならないという事態が起こります。その間の連絡はどういうふうになさるわけですか。

○本庄政府委員 理論的には、旅館業法に基づく知事の許可は、旅館業としての許可でございまして、モーター営業としての許可ではございませんので、旅館業の許可要件を充足しておれば許可し

なければならぬということになると思ひます。

しかしながら、条例ではっきりと地域をきめて公告するわけではございませんから、当該申請にかかるものが、かりに旅館業としての要件を満たして許可になったところが、突然はモーター営業を開始したという場合には、先生のおっしゃられましたように、その日から廃止しなければならないという理屈になるわけではございません。地域につきましては、これは条例できめて県民全般にわたるよう

に公告をいたしますので、当該人に必ずしもわからな

い全部わかつておるわけではございませんから、

ういつた場合にはよく事前に話をいたしまして、

この旅館業は形態としては風俗法の規制に基づく

モーターに該当するので、旅館業としての許可を

受けてもモーターとしては営業はできないんです

よという話を十分して、許可の申請を取り下げて

もらふといったような、そういう具体的な指導に

よつてそういう御懸念のようなことのないように

やつていただきたい、かように考えております。

○山本(弥)委員 厚生省がお見えになつてお

るので、お尋ねいたします。

この点は林委員からも質問があつたと思うので

ありますが、従来は、旅館業の許可につきましては

は、環境衛生の立場から許可をしておつた。それ

に對しまして、最近の改正、昭和四十五年だつた

かの改正によりましては、環境衛生とあわせて

「旅館業によつて善良の風俗が害されることがな

俗を保持することに著しく阻害を来たすという場合に許可をしないという基準になっているわけですね。そういういわゆる善良な風俗の保持という見地からの許可をしておることから言いますと、この程度のモーターの規制をする場合には、当然厚生省でもできるんじゃないでしょうか。この法律の目的から言いますと、そのほうが業者としても便利なんです。できないぞと言うと、許可がないわけですから、許可しないということになるわけですから、これはおそらく厚生省と警察庁は十分打ち合わせ済みだろうと思うのですけれども、この点について御意見を聞かしていただきたいと思います。

環境の保持とか善良な風俗の保持とか、そういった立場は、府県にしろ、市町村行政にいたしましても、これからの重要な業務なんです。したがって、ある程度まで都道府県の権限として、あるいは市町村の権限として——私はむしろ市町村に重点を置くべきだと思っておるわけでありまして、そういう意味におきましては許可の一体化、あるいはそういう業者の便益のためから言いますと、できるだけ法律の目的に沿うような配慮が手数がかりましたも厚生省はおやりになる必要があるんじゃないか。

それからもう一つ、これは所管が違つかどうか分かりませんが、建設省からもお見えになっておるようであります。建設省お見えになっておるんですか。——それじゃその点だけひとつお聞かせ願います。

○加地説明員 御質問の趣旨は、具体的な取り締まりの機関という問題もありますし、そういった問題から風俗営業法の改正というよりも、旅館業法上の手当てがなぜできないかという御質問の趣旨だと思いますが、それについてお答え申し上げます。

今回、警察庁と十分連絡をとりながら風俗営業法の改正の形をお願いをしておるわけでありまして、けれども、実は、その場合に、二つの考え方からこういう形にしたいというふうに考えておるわけ

であります。

一つは、モーターの営業の実態と申しましょうか、営業の姿勢といいますが、そういった営業の実態からくる問題が一つございまして。それからもう一つは、旅館業法と風俗営業取締法との法律の性格の違い。この二点からでございます。

最初のモーター営業の実態という問題でございますが、これは、一般的には、もう先生方御承知のように、モーターというのは、自動車で旅行する旅行者の宿泊設備という意味でモーターを考えますと、今日のようにまさしく道路交通の発達した時代では、そういう社会的な需要に応じて、いわば旅館がそういうモーターの形に対応していく。過去に旅館がいろいろ時代の要請にこたえて、その要請に沿っていったと同じように、今日の時代では、一般的に意味のモーターという意味では、まさに一つの要請であろうと思うのです。現にまた警察庁から実際にお出しになっております数字の中でも、一部には、いわゆるそういった新しい時代の要請にこたえたモーターもあるわけでございます。現にアメリカなんかでは、そういったモーターの運営がなされておるわけでございますけれども、問題は、現実のモーターというものの大部分が、いま問題になっているような社会的な批判を受けるか、そういう問題になっておる運営の実態があるわけでございます。

そこで、今度は法律の問題でございますけれども、旅館業法は、確かに、御指摘のように、従来、いわゆる公衆衛生の観点から旅館業法を考えておったわけでありまして、三十二年の改正のときから、実は、「善良な風俗」という規定が加わったわけでございます。この三十二年の改正のときは、御承知のように、当時一般旅館に関して、ことばはあまり適当じゃありませんが、いわゆる連れ込み宿といった問題が非常に問題になりまして、あのときの改正が、従来公衆衛生という面だけであったのが善良な風俗が入ったわけでありまして、現行法ではまさしくそうなっておりますし、この前の四十五年の改正の際にも、許可の

条件としては、善良な風俗の観点から条件を付することができるといふ改正も実はしたわけでございます。しかし、旅館業法自体は、やはり宿泊者の公衆衛生上の維持というところに実は重点のある法律でございます。したがって、旅館業法としては、それだけに法律上ある制約があるわけでございます。いまして、一方風俗営業法は、御承知のように、善良な風俗を維持するといふ、まさにそういった趣旨の法律でございます。そこで、モーター運営の実態と制度のそういう性格という面から、今回もそういうような形で風俗営業法のほうでやっていたらばよろしいんじゃないかというようになつたわけでございます。きのうも実は申し上げましたけれども、四十五年の改正の際にもあのときは、モーターを主眼に置きまして旅館業法の改正をやったわけでありまして、その際に、時の厚生大臣あるいは国家公安委員長が、モーターの規制を中心にした旅館業法の改正は、四十五年のあのときの改正がいわば限界である、したがって、その制度の運用状況を見て、これ以上さらに運営上問題になってくるものがあれば、それを風俗営業取締法のほうで考えましよう、と、こういうことを当時実は国会で答弁をされておりましたけれども、その御趣旨も、いま私が申し上げました二つの点から出てきたことではなからうかというふう

に考えております。

○山本(弥)委員 本来モーターというのは、ワンガレージ・ワンルームだろうが何だろうが、共同駐車場を持つと、お話しのとおり、従来から、アメリカにしろ、欧州にしろ、いわゆる健全な長期自動車旅行に備えた形態なんです。簡易宿泊なんですね。それが日本の場合には変形的な道筋をたどったわけなんです。私ども、実際、こういう規定をこれにしなければならぬというのとはんとうに残念なわけなんです。

ただ、問題は、許可にあたりました、不健全な構造ということになれば、法律の趣旨から言って、当然旅館業法で建物の規制もできるんじゃないかと私は思うのです。それに、名目から言っ

ても、旅館業法から言いましたも、善良な風俗の保持というところは、これは考えられることなんです。たとえば部屋がまる見えになるような構造は、やはり風俗の保持ということの見地から配慮することになるでしょうから。

それともう一つは、今回のモーターの営業の規制にはもう一つの意味があると思うのです。それは、犯罪の防止ということだろうと思うのです。ワンルーム・ワンガレージの場合のほうで、当然犯罪の発件数が多いわけですから、それを犯罪の防止という意味から規制するということになり、そのほうに重点を置くことによりまして、警察庁のほうの所管ということを進められたと思うのですが、これは本来ならば旅館業法の所管であると思う。厚生省のほうから言いますと、いろいろ技術的な保健衛生の見地もありましようけれども、実際はこういう旅館業の配置という一環として考える問題だと私は思っているわけなんです。そのことは、でき得れば、できるだけ末端の市町村というものに権限を持たせようということにやはり力を入れなければならぬと思うのであります。ただ、この条文にあらわれておりませんけれども、犯罪の防止ということがあつて、二つのためえがございまして、法律のたてまえからいくと、やはり善良な風俗の保持という見地から規定がなされているわけなんです。ですから、できれば旅館業法の改正でいくべきだという見地を私は持っているのです。なぜかといふと、これは環境衛生のほうの環境同業組合等の努力によつて、できるだけ善良なモーター本来の職務のほうに誘導していき、地域住民の市民運動その他によりましてそういうほうに誘導していき、また、協同組合の指導団体等あるいは環境の設備の改善の金融公庫の融資等から言いましたも、できるだけそういうふうな誘導していき、単なる取り締まりの対象ということではなくて、いわば、いろいろな角度からそういうモーターを利用するといふ実態をなくしていくという努力——これは単

なる取り締まりだけでできるものではない。まして、各方面の市民運動その他によりまして是正していただく、モーターの本来の用途にできるだけ近づかしていただくという努力、これは当然市町村でもやらなければならぬし、今後本来の意味の用途がふえてくるんじゃないか。そのときにワシントン・ワシントン・ワシントンといふ考え方はちよつとおかしくなつてきやしないかという時代がだんだん来ると思ふのです。そういうことから考へますと、旅館業法の改正でいくべきではないかという感じがどうも強いのです。

それからもう一つ、いまの警察のほうの使命から言いますと、毎年大量の警察官を増員しなければならぬという実態にあるわけですが、これは、一つは、いわゆる学生を中心とする暴力集団の取り締まり。これは治安上から言ひましても重要な問題です。それからもう一つは交通警察。最近、東京は、一週間に千人をこえる光化学スモッグの被害が出てきています。これに対して警察は、交通規制の面でどう対処するかという点について非常に苦慮しておる。これに対処するために相当の警察官を動員しなければ交通事故が発生するという点で、いわば交通規制の問題と、それからいわゆる公害の予防という点の板ばさみになつて、どの程度の警察官を増員すればこれに対応できるのかという点にも苦慮してゐると思ふのです。その二つの大きな要素によりまして毎年警察官の増員が必要になると同時に、最近の犯罪の趨勢から見ますと、団地が多く造成されたりして、駐在所が必要になつてくる。その駐在所を分割して配置すべきか、あるいはある程度まで集約的な五人から十人くらいの大駐在所制度でいくかどうかという点も、警察庁でも地方警察でも大きな問題になつておると私は思ふのです。そういうことを考へますと、警察はやらなくてもいいことはできるだけ手を抜くという体制をとるべきではないか。そうして、市民運動にまかせられるところはまかせていくんだという体制をおとりにならぬと、取り締まりの見地からこういふ方面にまで手

をお出しになるといへんなことになる。ことに、地域の市民運動との折衝の矢面に市町村が立ち、その市町村の背後に国家公安委員会が――實際は警察本部であります、あるんだというあり方は好ましくない。

それから、建設省からもお見えになつておると思ひますけれども、町づくりの見地から言ひまして、第一種住宅地区とか第二種住宅地区の整備によりまして、モーターよりもつと広範にわたつて、キャパレーとか旅館業といふものをその地域には認めないという新しい都市計画上の規制もあると思ふのです。あるいは、文教地区に指定することによりまして、その辺には設けられなくなるといふ都市計画上の規制もあると思ふのです。いわば、地域住民が地域の市民運動ともどもにどういふふうな町づくりをやるかというふうな見地から考へますと、警察庁、国家公安委員会、市町村という系統はともあつたものではなからぬか。

警察法以来、どうも警察の気に入らぬことばかり私は申し上げるやうでありますけれども、私は、むしろ、警察はあまり仕事を持たぬで、手を放して、本来やるべき仕事を――これだつて取り締まりの關係は出てくるでしようけれども、それらのほうに重点を置くほうが好ましいのではないかと、このように考へておりますが、これについて、建設省のほうからは、こういうものの規制が都市計画上の程度までできるのかという点について、それから長官からは、いま警察の立場に立つて申し上げたことについての御見解をお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○香取説明員 建築基準法の集団規定といひまして、各地域、地区に基づく建築物の用途規制がございまして、ところが、この用途規制は、都市計画区域内で、かつ市街化区域内についてだけ対象になるものでございまして、市街化区域内につきまして、改正基準法によりまして八種類の用途地域を指定いたすわけでございまして、その中で第一種住宅、第二種住宅と八種類の用途地域が定められるわけでありまして、市街化区域内

につきましては、この用途地域の指定によりまして用途の規制が行なわれますが、モーターならば建築基準法上旅館といふ扱いでございまして、これは規制できるわけでございまして、ただ、モーターの実態を統計等で言ひますと、待合、料理店、キャパレー等の特殊建築物が主として市街化地域内の繁華街で問題になつておりますのに比較いたしまして、市街化区域の内外を問わず、ほぼ全国的に分布している。そこで問題になつておるやうでございまして、したがひまして、そういう観点からは、市街化区域内の用途地域の指定による規制というだけでは全体的に不十分ではないかというふうな考へられまして、そのようない見地からは風俗営業等取締法の規制によるのが至当ではないかと私も考へるわけでございまして。

ただ、今後の将来の問題といひまして、市街地の住居地域で問題を起してゐるモーターも少なくはございせんので、今後、建築基準法の別表の改正というふうな問題等もあわせまして十分に検討してまいりたいというふうな考へておるといふところでございまして。

○後藤田政府委員 モーター営業について、旅館業法で規制したいといひたではないかといひます第一点の御質問でございまして、私、ただいまの御意見にいささかも反対するところはございせん。そういうやり方でできれば、それがいいのではないかと考へますが、その点につきましては、先ほど厚生省当局からいろいろ御意見がございまして、先ほど御見解もございまして、何ぶんにもモーター営業といふものが特殊な形態でやつておつて、いろいろ形態がございまして、旅館といふものの社会的な通念から考へられる一般的な考へ方ではおつておる旅館業法ではこういう特殊なものはいささか御意見、これはまたたごもつともであらうと思ひます。先例として、トルコぶろで同じような問題があつたわけでございまして、それからまた、深夜飲食店も同じような問題があつたわけでございまして、したがひて、こ

ては、先例もあり、この際一般国民の批判もあつて、これに何らかの形でこたへなければならぬ、だとするならば、風営法の中に一業態として取り入れて規制をするのもやむを得なからう、こつて意味で立法したわけでございまして。私は、ただいまの御意見、御質問にいささかも反対するところはない。ただ、私としては、現実的処理はこれ以外に方法はないんだ、こつていう考へで立法した次第でございまして。

さらに、第二点の、警察は本来の司法警察に徹してゐるいろいろな仕事を整理したらどうかという御意見、これまた私は反対するところはございせん。まさにそうでなければならぬと思ひます。そういう見地から最近の行政全般を見まして、助長行政を担当する方々に私がぜひお願いしたいのは、助長行政を推進する場合に、社会的なマイナスマンといふものは必ずあるわけでございまして、このマイナスマンにいま少し配慮を願へないものであらうか、もう少ししてきざしたマイナスマン対策がとれぬであらうか、これがどうも手落ちになつておりはせぬかといふことで、その結果、一般国民から見れば、これではどうにもならぬじゃないかといふことが出てくるわけでございまして。それに対処するのをほうっておくわけにはいかぬといふことで、私も私としては、マイナスマン行政を担当してゐる面から国民の要望にこたへざるを得ないんだといふことで、いろいろな仕事があつていく。これが実態でございまして。これも、今日の現実的な必要性にどう対処していくかといふことで、やむを得ずやらざるを得ない仕事なんだといふことで、警察といふものは、罰則適用の司法警察とでもいひますか、これに本来純化するべきものであるといふ基本的考へ方には、これまた私はいささかも反対でございせんが、何ぶんにも、現実面をどう処理するかといふやうなことで私どもがこれに対処せざるを得なくなつておるのだといふことをぜひ御理解願ひたいと思ひます。

○山本(勲)委員 ワシントン・ワシントンの規制ですが、そのものを規制しなければならぬとい

うことについては、私もはいま反対をいたして
おりません。また、今後の都市計画上からもそう
いうものがある程度規制する区域が出てくると私
は思うのです。もう一つは、業者の自発的な協
力、いわば誘導的な経営ということからも、業者
の自主的な協同組合運営で問題を解決していかな
ければならぬものであって、本来のモーターの役
割りを果たすように誘導すべきではないかと思
う。

それからもう一つは、地域の指定につきまして
は、市町村に非常に関係が深いと思うのです。し
たがって、これはこの法案のたてまえ、法体系上か
ら言ってもむずかしいと思うのですが、やはり英
断的なやり方が必要なのではないか。間違つて許
可をした場合に、あとから許可営業ができなくな
るとか、それがいわゆる取り締まりの対象のモー
ターに該当することによって直ちに廃業しなけ
ればならぬということについては、統合しておる
所管から言うともういいのではないか。かりにこの
法案の所管を警察庁にするにしても、善良な風俗
というものは当然地域住民の判断によるわけで、
地域の指定をしなければならぬことは当然なこと
で、警察も自分の意見を——ポルノ論議もありま
したけれども、これは犯罪があるかどうかの捜査
でありますので、私は差しつかえないと思うので
ありますが、こういうある地域を指定に入れて、
そういうものを排除するというには、地域住
民の意見を尊重しなければならぬ。そういうこと
になりますと、当然、何としても、知事の、警察
以外の系統と市町村の結びつき、これを尊重しな
ければならぬのじゃないだろうかと思うのです。
ことに百メートル以内の範囲ということについて
も、旅館業法のはうは相当きびしいのです。大
学の場合は大学の学長の意見を聞かなければなら
ぬし、福祉施設の場合、福祉施設を経営しておる
市町村長の意見を聞かなければならぬ。経営者の
意見を聞かなければならぬ。それによって規制を
する。これなんか、おそらく、公聴会その他に
よって地域住民の意向を尊重しながら地域指定が

行なわれると思うのですが、そのときに、市町村公
安委員会という系統がなじみが薄い。あるいは業
界の指導にしても、警察の指導よりも、同業組合
を通じての自発的な指導がいい。まして、改築そ
の他で融資を握っている環営公庫の取り扱いから
言いますと、これは警察と無縁のものである。
いま所管を変えることが困難であれば、地域指定
の条例は思い切つて——旅館業法の所管は厚生部
になりますか、どちらになりますか、そちらのほう
がして、警察庁はその後の犯罪防止上の見地か
ら考えていくというふうに、府県が総合的な仕事
をやりたいという英断的なことを考えなければ
いかぬと思うのです。今日、府県にしても、市町
村にしても、縦割り行政で、県から同じような問
題がばらばらに通達があり、指示がされる。府県
もそんなんですね。各省のやつを受けて、それを
総合的に運営していくのが知事の職務である。そ
うしますと、すでに同じような法案の規定がある
とするならば、当然、この際英断的に、ちよつと
変態的かも知れませんが、都道府県の
所管の条例をつくり、主官も、警察庁と公安委
員会と相談しながら、いわば公安委員会以外のと
ころで法案をつくり、地域指定をどうするかとい
うことについては、警察以外の系統で話し合いを
つけて、しかも許可営業との矛盾の出ないような
配慮をするということがこの際必要になつてくる
のじゃないでしょうか。私も、地方行政のた
てまえから言いますと、事務の再配分、それに対
する財源の裏打ち、あるいは許可認可事項の整理と
いうことを主張しておるのですが、毎年許可認可事
項整理も法案が出ておりますけれども、毎年どう
でもいようなものが小刻みになくなつていくとい
うような程度で、思い切つた整理といふものが
なされてない。今日、地方公共団体はそれに忙
殺されて、一方経費の節減ということになります
と、人件費の節減が天下りの五割というふうな
あり方で、それらの点を総合して考えますと、こ
の際、警察庁が率先して、いわゆる都道府県ある
いは市町村の総合的な運営のできますように、所

管を公安委員会からほかの部に移すという配慮を
することによってこの運営も非常にうまくいくの
じゃないかと私は考えるのですが、その点、長官
いかがでございますか。

○後藤田政府委員 先ほどの御質問にも関連をし
ておるわけでございますが、私は、御意見として
は反対ありません。ただ、その場合には、モーテ
ル営業の規制がやはり旅館業法によらざるを得な
いと思ひますが、風営法の所管というものが公安
委員会所管であるときまつておる以上は、その事
務の所管はやはり公安委員会にならざるを得ない
。この風営法の中に、これは都道府県の民政部の
所管であるというふうにするのは、これはちよつ
とむずかしい。やはり、法の所管の根本にさか
のぼらなければ無理であらうと思ひます。しか
し、御意見としては、私はいささかも反対はござ
いませんが、それが、先ほど言ひましたようにな
かなか困難であるといったようなことで、理論面
でもいろいろな御意見が先ほどあつたようです
が、また、実際のいろいろな折衝の過程でもな
かなかむずかしいということ、しかも一方、何ら
かの規制を必要とする社会的実態がある。こうい
うことでございまして、風営法の中に取り入れる
ということになつたわけでございます。

そこで、公安委員会の所管にならざるを得ない
わけですが、現実にはこの仕事を進める上において
は、当然、これは、都道府県の民政部の方々な
り、あるいは市町村、地元の住民の意向を十分
取り入れて、事前の調整ということをやつた上で
規制をやらなければ実効はあがらぬものと私も
としては考えます。したがって、そういう点につ
いては十分指導をやつてまいりたい、かようなつ
もりでございます。

○山本(弥)委員 長官の答弁によりまして御趣旨
もよくわかりましたので、これ以上私は申し上げ
ませんが、厚生省も、本来のお仕事を突き詰めて
いって、どうすればモーターがいいものになるか
という配慮をして、仕事から逃げないで、積極的
に取り組み姿勢を持つてもらいたいということを

強く要望いたしておきます。

憲法の営業の自由とか私権の制限ということ
に反しない限り、都市計画というものはある程度
まで強化されるべきであるという考え方を私は
持っているわけでありまして、都市計画の地域指
定、しかも不健全なモーター——非常に遠く離れ
た山の中にあるモーターというなら、付近の状況
から言つても、これは問題にならぬ。どういふこ
とをやるうとも、男女が許された行為をやるこ
うことについては取り締まりようがないわけな
らぬですね。また、パイパスとか国道の沿道筋に
モーターができるというときに、それらのあり方
というものは、指導をすれば経営者は十分変えて
くるのじゃないかと私は思うのですが、問題は、
今後十年間で市街化しようというところ、いま
市街化区域に含まれておるところ、あるいは調整
区域との境目あたりのところに、大都市周辺にこ
ういふものができ、安易に自動車で行つて利用す
るという形態が流出していることじゃないかと思
ひます。そうなりますと、都市計画の見地から
言つても、健康な都市づくりをする上から言つて
も、市町村の努力によりましてこういう問題は当
然に逐次解消できる問題じゃないかと思ひます。
で、厚生省も手を抜かぬように、今後警察庁との
折衝を進めていただきたい。また、長官も、私の
申し上げたことについては十分御理解をいただい
たと思ひますので、そういう意味におきまして、
どうかこれ以上モーターを——私どもの党の中
にもっと強化すべきであるという議論もあつた
けれども、今回の取り締まりでほとんど目的が到
達ができるのではないかと。これ以上拡大する必要
はない。それはもう取り締まりの範囲でなくて、
いわば総ぐるみでかからなければならぬ問題だ
と思つておりますので、これ以上拡大はないと思
ひますけれども、この問題も、できるだけ健全なも
のに誘導するという、取り締まりの見地よりも誘
導していくのだという見地から、警察も身軽にな
るような今後の御努力をお願いしたい。かようなこ
とを要望いたしまして、質問を終わります。

○大野委員長 門司亮君。

○門司委員 私、最初に聞いておきたいと思ひますことは、この法律を出された発想についてであります。先ほど山本委員からの質問でもたびたび聞かれておりますように、風俗営業というものと旅館営業というものの区別ですが、それがこの法律によりまして、何か混同しているように見受けられるのですが、これはどういうわけですか。

○本庄政府委員 旅館業法は、これは厚生省の所管でございますから、本来ならば厚生省のほうからお答え願うべきであらうかと思ひますが、簡単に私から申し上げますと、御案内のように、保健衛生上の見地からの規制というのが主たる内容であらうかと思ひます。風俗営業等取締法、このいわゆる風俗につきましても、善良なる風俗を保持するといふ風俗的な要素を主たる規制の内容としておるといふことは御案内のとおりであらうかと思ひます。

次に、しからば、現在問題になっておりますいわゆるモーテルというものが、実態的には一体どちらなのかといった場合に、はっきり申しまして、どちらだけだということとは言えない。両方にまたがっている。両方の要素を持つていふことではなからうかと思ひます。旅館としての要素、これは十分に持つております。しかし、一方、旅館ではございますが、御案内のような特殊な機能といひますか、実態と申しますか、そういうことによりまして、風俗的な要素もあわせ持つておるといふことにならうかと思ひます。そういった場合に、その規制をやる際に、どちらの法律でやるのがベターであるかということにならうかと思ひますが、考えようによりましては、一つの行き方としては、両方からはずしてしまつて、ひっこ抜いた全く新しいモーテル規制法というものを考えることも、これは理論的には可能ではあらうかと思ひますが、やはり既存の法律というものがございまして、できれば、その法律の座敷の中で適切な規制が行なわれるならば一番いい

のではないかといった見地からいろいろ私たちも検討いたしましたし、厚生省とも協議をいたしました。各般の意見も十分聞きまして、先ほど来論議されておりますような経過で、特殊な風俗的な要素を持つたものであるということで、従来のトルコぶろあるいは深夜飲食店の例もございまして、風俗法の中で規制をするということに政府として意思統一をしておるわけでございます。

○門司委員 これは法律をすんなり読みますと、どう考えても旅館のほうに入るべき筋合いのものなんです。風俗営業の中には「宿泊」という文字はどこにもないのです。今度は「宿泊」が出てきているのでしよう。この点は、私もどう解釈していいのかわからぬのです。今度風俗営業の中に「宿泊」を入れるのは、入れたんだから入れておいでになると思うのですが、旅館業のほうには「宿泊」が入つておる。そうして実態としては、旅館によつては、そのうちで飲食をさせるところもありまして、させないところもあります。風俗営業の形は、主として飲食を中心とし、あるいは遊技場その他というふうなものがこれに入つてき

ちんと区別されておる。ところが、この法律を読んだら旅業と風俗営業とのけじめがつかないといふことなんです。ここに私は、この法律の立法される過程における——いま相談をされたと言ふのですけれども、こういう法律をこしらえたと実は迷惑だと思ふのです。取り締まりを何とかしなければならぬといふことはわかつているんです。何とか規制をしなければ行き過ぎだといふことはわかつています。しかし、法律というものは、やはり基本になる概念といふものをきちんとしておかないといけないのであつて、そういうきちんとした概念から生まれてきた法律でない、概念と反した法律といふのは、法律のいい上から言つても非常にむずかしいと言ふより、まずいのであつて、この点は、時間もあまりないときでもあるし、やかましいことをこれから一々私は申し上げませんが、しかし、法律としては当然そういう

うことが今度言えるといふことであつて、どこをどうひっくり返してみたって、現行の風俗営業等取締法の中には「宿泊」という文字は出てこない。宿泊を中心とした取り締まりといふのは、これは大抵旅館業法で取り締まることにならざるを得ないのであつて、この辺の法の取り扱いについて、非常に大きな疑問を実は持つておるわけでありまして、むしろウエートの置き方、いわゆる「宿泊」が主としてのものであるか、それからくる客観的に見た犯罪との関係かといふようなことになる、どうもこれは、「宿泊」といふもののより

も、むしろ風俗営業のほうに入れて取り締まったほうがよろしいんじゃないかといふような概念がわいてくることは一応わかりました。わかるが、しかし、ここにこういうふうにはつきり書いてしまふと法律が混同するといふ危険が出てまいります。したがつて、私は、いまの御答弁だけで満足するわけにいきませんで、やはり法律はきちんとしてもらふといふことが正しい取り扱いにならうかと思ひます。

それから問題になりますのは、先ほど山本委員からかなり聞かれておりますので、時間がなくてきに重複するようなことは申し上げませんが、一応そういう考え方の上立つてこれから質問を進めていきたい。こういうことを二つのまくらにしておきたいと思ひますが、現在のモーテル建築の規制というのに対して、各市の条例でいろいろのものがいろいろと地域指定といふような形で考へられております。これを大府県別に考へてみると、四十六都道府県の中で、沖縄が入りますから今度四十七になります。四十七都道府県の中でこういう規定を持つておるものが三十三都道府県ある。こういう特殊の旅館に対する何らかの規制をしなければならぬといふ形、それは表現のしかたはいろいろありまして、はっきりとしたものは、「モーテル建築の規制に関する条例」といふようなはつきりとしたものが五つあるわけでありまして、それから、「特殊旅館業を目的とした建築物の抑制に関する条例」といふのがあ

る。「環境俗全に伴う旅館建築の規制に関する条例」といふのがあつて、こういうふうな、モーテルといふものに対しては、特殊の旅館建築としての条例が、いま申し上げました三十六都道府県の三十八の市に条例として制定されて、すでに出ております。そういったものと、いままでのこの種の問題に關して、建築関係から見た場合には、いづれもこれは建築条例としてここに出ておるのでありまして、それらに対してどう指導を建設省は今日までしてきたかといふこと、それから、警察当局としても、こういう条例に対してどういうふうな今日まで指導をされてきたかといふこと、この辺がもしおわかりなら、ひとつ教えておいていただきたいと思ひます。

○香取説明員 先ほど申し上げたわけでありましたけれども、モーテルにつきましては、建築基準法上旅館といふことでございまして、用途規制上は、改正基準法によりまして第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、それから工業地域または工業専用地域においては建築ができないことになっております。そういうことでございまして、新しい改正基準法によりまして用途地域は、現在幾つかの都市で指定されておりますけれども、大部分は準備中でございまして、四十八年一ぱいに全国の都市で指定されることになっております。これまでは、改正前の建築基準法によりまして従前の用途地域におきましては、工業地域では禁止といふことになっております。それから、もちろん工業専用地域でも禁止されておる。それから、従前の住居専用地域でも建築できないといふふうになっております。あくまでこれはモーテルも旅館といふこととございまして、旅館の建築規制といふふうにしかなつておりません。

○門司委員 いま申し上げましたように、条例はそういうふうな書いてあります。十七の市と十九の町と二つの村、合せて三十八市町村にこういう条例ができておる。この条例の対象はいずれも普通の旅館ではないといふことなんです。普通の旅館ならこういう条例は要りません。ま

た、表題もみんなそうになっている。中には、埼玉県の大宮の条例などは、「旅館業を目的とした建築の規制に関する条例」と書いてある。ところが、その他のものになってまいりますと、いま申し上げましたように、「モーター建築の規制に関する条例」というのが、さっき言ったように五つある。たとえば長野県の飯田の市、あるいは同じ長野県の茅野の市、同じ長野県の穂高の町、それから宮崎県の宮崎市に「特殊旅館業を目的とした建築物の抑制に関する条例」というのがある。福井県の鯖江市の市、これは「モーター」という字をはっきり使っている。旅館の営業に対して特別のこうした市の条例によって規制しなければならぬという問題に対して、いまの建設省の諸君は突進がわかっていないんじゃないですか。あなた方にわかっておれば、ああいう建築は許可されるはずがないんですよ。旅館としての規格になっているかなってないかということ。さっき言いましたように、旅館としてならば、当然旅館業法に基づく宿泊を中心とした設備でなければならぬというところがある。ところが、決してそうでない。そうでないからこういう条例を必要としてくるというところ。ここに問題があるんじゃないか。旅館業法としてあるなら、何も「モーター」というよけいな文字は使わなくてもいいはずである。市において規制をしてやる。これは市の条例であらうと、県の条例であらうと、法律に違反しない限り条例を制定することは自由でありますから、できている。それに対して建設省は今日までどういう指導をしてきたか、どういう状態を知っているか。いまここで読み上げましたものを全部あなたのほうに差し上げていいですが、これは警察で調べればすぐわかることでありますし、あなたのほうで調べてもすぐわかることである。これが特殊なこういう規制を設けなければならぬ現実、これはいろいろ弊害が出ておるから、何とかしなければならぬだろうということである。ところが、これらの規制をしなければならぬ市町村の実態というのが、建築の大もとである建設省

に十分報告をされ、その内容がどうであるかというところが一体わかっておったかどうかということ。わかっておったか、わかっていないかというところ。さっき申し上げたように、いまの建設省の諸君は突進がわかっていないんじゃないですか。あなた方にわかっておれば、ああいう建築は許可されるはずがないんですよ。旅館としての規格になっているかなってないかということ。さっき言いましたように、旅館としてならば、当然旅館業法に基づく宿泊を中心とした設備でなければならぬというところがある。ところが、決してそうでない。そうでないからこういう条例を必要としてくるというところ。ここに問題があるんじゃないか。旅館業法としてあるなら、何も「モーター」というよけいな文字は使わなくてもいいはずである。市において規制をしてやる。これは市の条例であらうと、県の条例であらうと、法律に違反しない限り条例を制定することは自由でありますから、できている。それに対して建設省は今日までどういう指導をしてきたか、どういう状態を知っているか。いまここで読み上げましたものを全部あなたのほうに差し上げていいですが、これは警察で調べればすぐわかることでありますし、あなたのほうで調べてもすぐわかることである。これが特殊なこういう規制を設けなければならぬ現実、これはいろいろ弊害が出ておるから、何とかしなければならぬだろうということである。ところが、これらの規制をしなければならぬ市町村の実態というのが、建築の大もとである建設省

やっておったか聞いてるのであつて、法律上の解釈を聞いていたのではない。法律上の解釈はあなたから聞かなくたって、六法全書を読んでもわかるし、われわれも検討してきている。ただ、実態はそうならぬと検討してきている。たとえばワンガレージ・ワンルムという建築を見てもらなさい。上に上がって見ても、部屋の中の光線が一体どれだけとれているか。風俗営業にしても、中の人の行なっている行為というものが、程度外から見るとどういふ形のものか認められておるわけである。それから、光も、何ルクスでなければならぬというものを規定している。ルクスの問題にしても、大体光線の強さがどれだけあればどういふ形での行為がわかるかということ。一方においては、いろいろな不正な行為、犯罪を防止しなければならぬ。あるいは、いわゆる良風あるいは風紀を乱す者は法律でも取り締まるように書いてある。それらの行為をどういふふうに入っているかというところについては、建築の構造はかなり大きな役割を果たしていると思わなければならぬ。それがモーターのほうはこつちに入っていないとか、建築基準法がどうかこうとか言うならば、どうしてあなたのほうで法律を出さないのですか。もっと厳格に言えば、あの構造等を見てまいりましたときに、これはあなたのほうの仕事だと思つて見た。どうしてこういふ建築を許しているんだらう。しかも逃げる場所がはつきりしているかというところ、そうじゃない。上がつてしまえば、自動車はシャッターがおりてしまふ。出口は一つしかない。しかも、今度は、法律が変わつての旅館としての取り扱い。宿泊をしてもよろしいということになる。そうすると、前段に申し上げましたように、旅館営業とこの法律との境というものは実に複雑なものになつて、そこまで考えると、何が何だか私にはわからぬようになつてくる。ところが、それを現在の建築状態から見てまいって、どう考えても、私どもは、これが宿泊を許す旅館業法の中に入られるかどうかというところに非常に大きな疑問があるから聞いて

ているわけである。いままでどういう態度をとってきたか。また、これからどうしようというのか。

○救済説明員 お答えいたします。

建物のいろいろな構造、設備等につきまして、これは、従来からも当然旅館業法上の旅館でございます。したがって、建築基準法上は、宿泊できるための旅館として、いろいろな構造、設備あるいは防火、避難といったような面について規制を行なつてきているわけでございます。

○門司委員 いままで私どもが見てまいりましたものには、二階にありまして、避難の場所とか避難の設備とかいうものはほとんどない。全部平屋建てのものじゃありませんで、ワンガレージ・ワンルムというものは二階になっているのです。これなどはほとんど窓らしい窓はあるわけじゃありませんし、ここにこの問題の派生している原因がある。これは、一般の旅館と同じようにある程度オープンになつており、一般の風俗営業取り締まりの対象になっているものは、いま申し上げましたように、いろいろな制限はしております。光線が幾らでなければならぬとか、窓の採光はどうであるとかいうような制限はしているけれども、ある意味においてはかなりオープンでやっている。自由に客の出入りはできるといふことなんです。

ところがこの場合は、法律の文面にどういふふうにしてあるかということになると、御承知のように、第四条の六に、「個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて総理府令で定めるものを設け、当該施設を異性を同伴する客の宿泊に利用させ」という文字がちゃんと入つておる。異性を同伴しようとするまいと、一般論としては別に問題はない。ところが、なぜこういうことを書かなければならぬかというところに問題がある。これは、法律の文面から言つても、こういうものは、厳密に言えば人権じゅうりんになります。異性を伴おうと伴うまいと大きなお世話だ、宿屋に泊まるのに何が悪いんだということにな

ところ、こんな文字を書いて制限しなければならぬところ、問題がある。その問題の一つとして、構造上の問題が出てくる。これは当然のことである。現在のものは、さつきから言っておりますように、ワンガレージ・ワンルールのところは一つつ遮断されておいて、その他の家は全部別荘になつておる。ちゃんとそういうものが用意してあるということであつて、普通の旅館や普通のホテルのようにオープンになつていない。こういう形のもがちゃんとできていく。こういう建築上の問題をいままです建設省で何も考えないで、いま言われるような法文上の解釈のような理屈をこねておつてもしょうがない。この法律の書き方についても、ここに書いてある「異性を同伴する」というようなことはよくないことだと思つてゐる。これこそ、ある意味においては人権じゅうりんの違憲訴訟が起るかも知れない。だが、しかし、こういうものを設けなければならぬというところに問題があるというところであつて、実体論としては、それをただ理屈だけこねてゐるわけにはいかないというところに問題がある。ところが、それを見てもいいですと、建築についてはいろいろ問題がある。しかも、こういうふうな三十八の市町村が特例の条例を設けなければならぬというところに問題がありはしないか。だから、いずれも旅館の建築に対する問題でございますので、これはこの法律をもういつまでもここに置いておくわけにはいきませんので、いま私の手元に昭和四十七年四月一日までのものがございまして、大体ことしものは全部これはあるはずであります。建設省が、これら三十八の市町村の条例をひとつこに出してもいい。これは建築に関する条例ですから、あなたのほうに關係がないわけじゃない。いずれもそういう「環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例」ということである。これは法律に違反しない範囲における市町村の、あるいは都道府県の憲法で定めた規定による権限の行使でありますから、あなたのほうで何とも文句の言ひようがないと思

う。それをひとつ出していただきたい。それと、それから、あなたのほうの今日までの指導が一体どうなつておつたかということ等については少し検討する必要がある。こういう特殊のものは要らぬはずである。この中には「市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例」というのも、やはりこれが対象になつてゐるということも大体言えるかと思ひます。こういう問題も、これらの法律を直していくということになると、警察のほうで今日こういう法律を出されたからそれでよろしいのだなというものは、私は、この建設省のものの考え方というものは誤りじゃないかと思ふ。これらの問題でこういう法律を出さなければならぬような仕組みになつてゐる。これは、何らかの法律で規制ができるのじゃないか。しかし、法律がないからこの三十八の市町村というのはいまだかゝつてゐるもの、こしらえてゐるもの、思ふので、そういふ意味では、建設省は一体何をやりなつておつたかということ、私は言ひたいのであります。今日まで何もやらなければならぬので、それでいいかと思ひます。もう少し建築に対するいろいろな問題を検討されておるというならば、これが今度の法律で、社会的にも、旅館としてでなくして風俗営業としての取り締まりを受けるということになつてまいりますと、そこには非常に大きな矛盾が出てくるので、そのこと、私は、特にこれを建設省にいろいろお話を聞くわけですが、将来これが旅館としての立場から離れて、風俗営業として形の中で行なわれるということになりますと、建築の面についても、いままでのような旅館の建築についてのものの考え方では、これにはいかぬのじゃないかと思ひます。これがどうしても考えられるので、一応そういう面を私はお聞きをしたわけでありまして、それから、もう一つこの機会に聞いておきたいと思ひます。これは、地域を指定すると言つておりますが、これもある意味においては非常に大きな認識の不足なところがある。これは、いかんかということ

が私には考えられる。なるほど、地域を指定して、そうして市街地をどうするかということ等についての規定が要るのは当然の一つの考え方であると思ひます。たとえば学校の近所にこういうものができては困るか、あるいは病院の近所にこういうものができては困るかという問題は、当然出てくる。それで、そういうところはひとつこしらえないようにしようという考え方が出てくるのは当然でありまして、だから、地域を指定するということとは、一つの方法であることには間違ひはない。しかし、この種の営業といふものは、行為自身というものは、場所の遠近にはあまり關係がないといふことですよ。人間の性質といふものについては、警察当局である限りにおいては十分理解しておると私は思ふが、人間の性質は一体何であるかといふことである。人間の最大の娯楽、慰安といふものは何であるかといふことである。これを検討されたことがあるかどうかということ、これは人間の最も近い距離での最も大きな慰安は——これは慰安といふことばだけにしておきましようが、慰安を得ようとするだけであるかと言へば、それは酒と女とばかりだ。これは人間の本来の性質でありますから、どんなに取り締まるうとしてもなかなか取り締まりができないのであります。酒を飲むと言つたつて飲むといふこと、これは一番身近な慰安であります。一ぱい飲んで、少し神経だけを麻痺させて、おれはいままで、のまうつなことも何もいまだ忘れてしまつたといふこと、これが一番身近な慰安である。その次は、人間は性を持っておりまして、性關係といふものが一つの大きな慰安である。しかも、いろいろな犯罪は性からくるものがたくさんある。あれは欲求不満だからあんなに犯罪が起つたのだなんといふことをよくみな言つてゐるでしよう。これは人間の本能であります。その次に出てくるのは、結局、やはり賭博といふ一つのかけごと。この人間の三つの本能といふものは人間から取り除くことができない。これらがある種の罪惡の根源であると考えられておりながら、この罪惡の根源

である三つが除けないといふことは、これは人間の本能でありますから除けない。アメリカがどんなにやかましいことを言つて禁酒をやりまして、も、どうにもならなかつた。どこの国に行つても、昔からばくちを打つてよろしいなんて国はほとんどありはしない。モナコだけばくちの国なんと言つておりますけれども、モナコのばくちといふものは違つたものであつて、ただあれを公にやつてゐるというだけでありまして、しかも身分がきちんとしてゐるということが、普通の人はあそこの中に入らうと入れない。身分がきちんとしてゐない限りは入れない。外国人だつて、パスポートを見せて、身分がわからなければ中に入れないわけである。性行為につきましても、これからくる犯罪といふものはたくさんある。しかし、性行為についての犯罪があるからといって性行為を禁ずるにいかぬでしよう。そこに人間の本能からくる社会の犯罪との關係があるのでありまして、これらの問題を十分考へてこういう問題に対処することにはいたしませんと、ただ地域だけを限つても、それで効果があるかといへば、そうじゃないのである。特に、いわゆるこれらの行為を行なう者は自動車で行くのですから、市街地から二キロ離れていようと、五キロ離れていようと、そんなことはたいした問題じゃない。だから、ただ単に市街地のほうに問題があるといふものがあることは困るというふうなものについて制限をすることは、一つの方法であることには間違ひがないが、基本的にこれらの問題の取り締まりにはならぬといふことである。したがつて、この法律でこういうふうな規制をいたしましても、規制以外にどんなふうでなければ、これはどうしようもない。しかもそれは要求は非常に多いのでありまして、いま申し上げましたように、これは人間の本能の一つである。だから、この種の法律をこしらえようとするれば、やはり問題は、ここにありますように、この風俗営業というふうな形の中に入れてしまふよりも、むしろ、旅館なら旅館営業というふうな形の中で、ある程度オープンで十分営業がやれるよ

うな形をとる必要があるということである。これを風俗営業の中に入れてしまつて——旅館営業の中にある名簿をつけなければならぬとかいふようなこと、現在まだあれはおそらくやつていないでしよう。顔を見るのもあるし、ひよつとすると、中には顔も見ないものもありますからね。そういうあいまいな状態であるものをなぜ一体風俗営業の中に入れておかなければならぬかということである。風俗を乱しておるから風俗営業だという観念だけではこの問題は片づかない。

みんなおそろひになつたこととは思いますが、皆さんに御迷惑かけることもどうかと思うが——それはよいなことですが、とにかく、そういうことで、問題になるのは、どうしても私にはその辺のけじめがはつきりしないということである。これを何とかしなければならぬということにはわかつておる。が、しかし、それをするには、ここに「宿泊」という文字を入れたり、また「異性を同伴する客」というようなあいまいな文字を入れたりして、——これはあいまいじゃない、はつきりしているんだとそちらのほうでは言うかもしれないが、そしてこれを風俗営業に入れるということは、私は、どう考えても、徹底したこの種の取り締まりにはならぬのじゃないかというやうな気がする。そうして同時に、この風俗営業に對する建築その他との関連からしても、旅館営業であれば、たとえこの建築にしても、二階の場合あるいは三階の場合等についてのいろいろな避難の設備、避難の場所というやうなものもきちんとしなければならぬが、風俗営業のほうにはそんなことはどこにもちつとも書いてないのですね。そういうものがたくさんこへ出てくるのである。だから、何とかこれを規制しなければならぬといふことはわかつておるが、しかし、法律の取り扱いとしては、これでは万全でないといふ私に考えるのですけれども、この点をひとつ長官から、あるいは運営者の中村大臣のほうからでもいいが、伺いたい。かなり駄弁を長く申し上げましたが、人間の本能というものからくる犯罪という

ものを防止しようとするものの方の上に立つては、この法律ではあまり効果がでないのじゃないかといふことが考えられるので、その点についての御答弁を願つておきたいと思ひます。

○後藤田政府委員 先ほど来の門司先生からの御意見は、縦割り行政の一つの弊害の面での御指摘と、いま一つは、人間の本性に根ざしたものを取り締まるのとはだめではないかという御趣旨の御意見だと承りましたが、いずれも私も考えなければならぬ点を含んでおると思ひます。

問題は、縦割り行政の点につきましては、私が先ほど山本先生の御質問にお答えしましたように、今日、建築基準法であるとかあるいは旅館業法であるとかという法律があるわけですから、これに従つて適切な処置が行なわれておるならば、かような状態はある程度は防げたと思ひます。しかし、現実には、建築基準法のほうでは、宿泊施設とはどういふものかといふことを頭に置いてやつていらつしやい、旅館業法のほうでは、社会通念上旅館として理解されるやうな限度のものを考へて機構ができておるといふやうなことで、今日のモーテル業はいかにも特典なものである、しかもそれが風俗環境を乱しておる、こゝういった特異な形態のものは必ずしもカバーできないという面があるのだ、こゝういふやうなことで、私もとしては、その風俗的な面の弊害を取り上げて、先例等もあり、風俗等の取り締まり法の中に取り入れざるを得なかつたのだ、こゝういふことでござい

す。また、人間の本性のほうの問題につきましては、私も、やはり本質に根ざすものであるだけに、警察で取り締まるだけで全部がカバーできるといふやうなことは考えておりません。しかしながら、同時に、他面、私も私としては、弊害面を除去をしたい、そして清浄な環境を保持する必要がある。その清浄環境を保持する必要のある地域を、具体的に地方の実態に応じて条例できめて、その面から今日の特異形態のモーテル業を除きたい、こゝういふことで立法したわけございま

す。

もちろん、昨日の御質問でもございましたやうに、いろいろ脱法行為があるかもしれませんが、しかし、私は、この法律がお認め願へれば、これによつて指導を十分行なうことによつて相当効果があつたのではないかと考へます。私も私としては、今後は、建設当局及び厚生当局ともさらに一そう緊密な連絡をして、建築基準法、旅館業法、また今回お認め願へるならば風俗営業等取締法、こゝういふもの三者一体となつた適切な運用によつて、今日一般国民から非常に非難を浴びておるモーテル営業についての規制を十分に効果があがるやうにやつてまいりたい、かやうに考へておりますので、ぜひひとつ御理解を賜つた

○門司委員 念のために私から申し上げておきますが、たとえば四十六年の九月末日現在と書いてありますが、この種の業態のあるのが全国で五千九百二十という数字が書いてあります。その中で、居住地域にあるものが千九百十九、風致地区にあるものが百七十一、文教地区にあるものが二、自然公園内にあるものが九十九、その他の地域にあるものが三千七百一と書いてある。この数字が正しいとすれば、この法律の適用を受けるものは大体全体の三割にすぎないといふことであります。七割以上は、いま申し上げましたやうな、居住地域、風致地区、文教地区、自然公園といふやうなもの以外にあるということが大体わかるのです。だから、地域を指定いたしますと、ここに書いてある地域よりもっと広い地域がおそらく指定されるであらうといふやうなことは想像にかた

くありませんが、現実の状態から見るとこゝういふ数字になつておる。しかも、犯罪状況といふやうなものも、これが、四十六年度中の犯罪として最も多く行なわれたのは窃盗であります、全部で二千四百六十六件の中で窃盗が千七百八十七件、ところが、問題になるのは、強姦が二百六十七、暴行傷害が六十三、強姦わいせつが二十一という数字が出てき

た。この数字は、私も私も簡単にこれを見のがすわけにはいかない。したがつて、地域をどんなに指定いたしてまいりましても、結果においてはそう変わらない状態が出てきやしないかといふことであつて、いまだ皆さんの費用をかけて、そしていろいろ設備をいたしておきながら、これを全部きよからやめたといふことで、やめてはかに行くとおるものなかなめんどやうでしようけれども、今後のこれらの取り締まりといふものが、いわゆる指定された地域外にだんだん移動していくといふ危険性が必ずあると私は思ふ。

したがつて、最後に聞いておきたいと思ひますが、この法律が施行された後に、そうした意味において、他にだんだんこれが移動していつて、山の中の一軒家みたいなところへこゝういふものができてくるとすると、これはその地域の外であつて、別にまわりにはあまり大きな刺激を与えないが、しかし、中ではより以上の犯罪が行なわれるだらうといふことは想像にかたくな。こゝういふ事態が必ず出てくると私は思ふ。したがつて、将来のこの種の業種に対する取り締まりの方針を一応この際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○本庄政府委員 この法案の提案をした主たる趣旨は、清浄な風俗環境を維持しようといふのがねらいであるといふことは前にも申し述べました。あわせて、いわゆるモーテルにおける犯罪も防止するといふ副次的な効果ももちろんあるわけでございます。

先ほど先生から御指摘がございました住居地域あるいは風致地区、あるいは文教地区といふ分類でございますが、これは便宜現在の関係各省庁できめられておる法律の用語を使ひまして分類したものでございまして、私たちがこの間から説明いたしておりますが、これは、たとえば、都市計画法にいう住居地域といふものと必ずしもイコールではございませんで、実態的に判断をいたしましての住宅地域で、これはむしろ、健全なる社会

通念と申しますか、社会常識と申しますか、そういう実態的な判断の上に立つた住宅地域あるいは善良なる健全なる行楽地域といったようなものを考えておるわけではございまして、そういう意味におきまして、この法律ができて、規制されるのはごく一部ではないということにつきましては、実は、この資料それも私のほうでつくった資料だと思ひますが、この資料につきましても注釈なり説明が不十分であつたことを申し添えておきたいと思ひます。

それから、いま御設例の犯罪の面につきまして、遠隔地の一軒家については規制ができない、そういつたところにおける犯罪は防止できないじゃないかということにつきましては、この遠隔地の一軒家というのがあるかと思ひますが、具体的にわかりやすいように例をあげますと、たとえば富士山の五合目というのは、これはもう昔は人跡未踏とは言われないにしても、リュックをかついで下から苦労して上がつていかなければ行かれないところであつたわけですから、ところが、最近では、きれいなドライブウエーができて、案に登れる。したがって、富士山の五合目といふと、何か人跡未踏なところのような感じがするのでございまして、人間の生活エリアの中に非常に入つてきておる。現在入つてきていないとすれば、近い将来には入るのではなからうか。そういう場合には、先ほど申しましたような趣旨で、これらがやはり規制地域になるというところが当然考えられるわけではございまして、しかしながら、まことに極端な例でございまして、たとえば北海道の日高の山の奥というところ、これはおそろくできないと私は思ひますが、そういうところのところにできた場合に、そういうところの規制対象にならない。これは仰せのとおりでございまして、そういう特殊なところにおける犯罪といふものにつきましては、やはり、犯罪防止には犯罪防止のためのいろいろな既存の法令もございまして、いろいろな手だてがあるわけではございまして、そういう方法によりまして、その規

制対象地域外におけるモーターの犯罪防止には全力をあげてまいりたい。かような考えでおりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○門司委員 いまの答弁ですけれども、あまりオーバーにものごとを考へてもらつては弱るのだ、ここには「都道府県の条例で」と書いてあるのです。いまのような考へなら、国の法律できめたらどうですか。大体、この辺はこの辺はよろしいのだ、この辺はこの辺は全部だめだということにしてしまつて、都道府県の条例にゆだねておるところに一つの問題があるのです。これは県が全体だめだというのなら、それはそれで、たとえば私のおります神奈川県は全部だめだと思ひます。こしらへれば、それで済んでしまふ。しかし、それではいけない。営業というものは憲法に定められた個人の自由ですからね。そうやみにびしやつとやるわけにはいかぬと私は思ふ。絶対に営業のできないような条例はこしらへられないと思ふのです。実際はそこに問題があると思ふのです。そういう面からいくと、条例をこしらへるというのは非常にむづかしいのであつて、神奈川県に実施するといふような条例が容易にできるかどうかといふことである。営業はやはり個々の自由であつて、それを阻害することができるといふこと。これは地域的に指定できるといふのは、一方において自由を認めながらそれを規制することであつて、禁止するといふのは全然違ふのであつて、したがつて私がいま聞いたようなことを話したのですけれども、警察当局はどうもそれをオーバーしたような話をされる。富士山のてつぺんにだれもそんなものをこしらへることはなからうと思ひますけれども、そういうものの見方、考へ方の答弁では、いつまでも議論しなければならぬやうになるのです。それなら、府県の条例で定められる地域といふのは、一体どの地域をあなた方は想定しているかといふことである。こういうふうになつてくると非常にむづかしい問題になつてくるが、きょうは私はよいなことをこれ以上聞きませんが、あと一つだけ残つて

おるのを聞くのは、消防の関係です。

これがこういう形で、風俗営業のほうに、ここに出てくるやうなことになる。旅館だか何だか、どつちかあいまいな形になつてくる。その場合における消防の関係として、旅館その他に対する消防設備その他を要請しておるものとの関係はどうなりますか。いまのカフェーであるとか、キャバレーであるとかいふやうなもの、旅館営業との間における消防の、取り締まりといふことばを使うのはどうかと思ひますが、指導は異なつていふと思ふのだが、その辺は一体どつちにウエイトを置いて取り締まりあるいは指導を消防庁はされようとするのか。その辺をちょっと聞かしておいていただきたいと思ひます。

○山田(滋)政府委員 モーターにつきましては、消防法上は、旅館、ホテルに類した施設といひまして、同じような防火対象物としての扱いをいたしております。その基準を当てはめる関係上、御存じのやうなモーターの構造、これは構造等によりまして、なかなか規制が当てはまらない場合も多うございまして。その点に消防法上悩まがございまして、たとえば消火器であるとか、あるいは自動火災報知設備であるとか、あるいは非常警報機、避難器具、誘導灯、これらにつきましては、相当部分につきましては当てはまるところもございまして、むねが別になつております関係上、一体としての面積になかなか当てはまりませんので、該当しない場合が多うございまして。そこで、個々の現地の消防におきましては、特にこのモーターが問題点をばらんでおります。それは、たとえば、先ほどお話がございましたように、一つは、密室構造で出入口が一つであるとか、あるいは避難防止の関係もございまして、窓には格子をはめておられて、出入口が施錠されておる。外から施錠されておるといふ場合もございまして、それから防火区画の関係も、一階と二階との間で完全にできておらない場合が多うございまして、それからまた、集中暖房が完全にできておらず、ストーブ等を室内に持ち込んでおるま

す。そういうことで、出火の危険も多い。それから、たとえばこういう例もありましたが、自動火災報知機の感知器をつけておりましたが、これを盗聴器と間違へましてこわしてしまつたといふやうな例もございまして、たいへん防火上は問題をはらんでおります。

基本的には、さつき申し上げたやうに、一むねの延べ面積が少ないので、なかなか規制に当てはまらない。その点が問題でございまして。そこで、たとえば東京消防庁あるいは名古屋市あたりでは、特に、指導の強化に当たりまして、一つは、必ず各室に避難器具を設ける。たとえば避難ロープとかはしご、そういうものについては、各室にこれを置くやうにする。それから、たとえばじゅうたんその他の可燃物をなるべく制限をする。それから、さつきのとびらでございまして、内部から容易に開錠できるやうな、そういう構造にせよとか、それから内装材料については、可燃材料など使用しないやうにする。それから、設置義務がかりになつても、自動火災報知機等は設けるやうにする。こういう指導を強化いたしておりますが、たとえば東京消防庁では、条例をもちまして、自動火災報知設備については、法令上は三百平米以上でございまして、百五十平米に小さくしまして規制をいたしております。そのやうな措置をとつておりますが、実は、全国通じましての悩みの点は、大都市の消防の管内には比較的少うございまして、郊外、近郊地帯等に多い関係で、消防力が必ずしも充実していない地域にこういうものがあるという点が多少私どもとしては悩まがございまして。しかしながら、全体としましては、現地の消防が特に力を入れようとしておりますところの避難の問題、これらにつきましては重点的に今後措置をしていきたい、かやうに考へております。

○門司委員 大体そういう御答弁だと思ひますが、私が心配しておりますのは、普通のいまの消防法から来るもの考へ方の中では、やはり不特定多数の人が始終入りするやうなところというよ

うなことが一つの対象になっておるのであるが、ところが、この場合は、法律に書いてあるところ、「同伴」で、大体二人だと思えます。ところが、これがしつちゅう人間がかわる。普通の家屋と全然違うということであって、しかも、この種の業種の実態というのは、一晩泊まるという人は比較的少ないのではない。きわめて短い時間ではないかと考えられる。そういたしますと、避難設備というのはよほど周知徹底することにしておきませんと、普通の旅館というような形で、何か誘導する諸君がおるとかといううのは別ですが、これは全く個室になる。ほんとうの密室みたいなところですから、何があつたのかわからないというところで、これが火災に発展していくという危険性がないわけじゃありませんし、これらの問題を考えると、どう考えても、この法律というものは、やむを得ない、せっぱ詰まった、一つの社会悪に対する取り締まりをしようという当局の気持ちはわかりますけれども、もう少し考えられた、各方面から来るところの特別の立法が、この際必要ではないかということまで実は考えるのです。そうしないと万全を期したいのではないかと、今後の課題として当局でもひとつ考えていただきたいと思ひまして、きょうはこの辺で私の質問は終わっておきたいと思ひます。

○大野委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○大野委員長 これより討論を行なうのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○大野委員長 賛成の諸君の起立を求めます。

○大野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大野委員長 警備業法案を議題といたします。他に質疑もありませんので、本案に対する質疑は終局いたしました。

○大野委員長 警備業法案に対して、上村千一郎君から、自由民主党提出にかかる修正案が提出されております。

警備業法案に対する修正案
警備業法案の一部を次のように修正する。
第十條を次のように改める。

第十條 警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあつては、護身用具については、公安委員会が、公共の安全を維持するため必要であると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、その携帯を禁止し、又は制限することができる。

第十四條及び第十五條第一項中「第十條第二項」を「第十條」に改める。

○大野委員長 この際、提出者より趣旨の説明を求めます。上村千一郎君。

○上村委員 警備業法案に対する修正案の趣旨説明をさせていただきます。

ただいま議題になりました警備業法案に対する修正案につきまして、私は、自由民主党を代表して、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあつては、護身用具につきましましては、政府案の第十條第一項において「法令の規定により禁止されているものを除き、必要な護身用具を携帯することが出来る」とし、同條第二項において「公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があ

ると認めるときは、護身用具の携帯を禁止し、又は制限することが出来る」としております。が、本條の規定が警備業者及び警備員に特別の権限を与えた趣旨でないことを明確にするため、修正案においては、警備業者及び警備員が携帯する護身用具について、公安委員会が禁止または制限することが出来るものとする規定のみに改めたのであります。

以上が修正案の提案理由とその内容であります。何とぞ皆さんの御賛同を得まして、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○大野委員長 警備業法及びこれに対する修正案を一括して討論を行ないます。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。山本弥之助君。

○山本(弥之助)委員 日本社会党を代表いたします。内閣提出の警備業法案に反対の意見を申し述べたいと存じます。

社会経済の進展に伴ひまして、民間自衛の需要に応じ、警備を営業とするいわゆる警備会社が續出してきております。これに関連いたしまして、警備員の犯罪や労働争議に介入する事例も相次いで起こっているわけでありまして、いろいろな問題を惹起するに至っているわけでありす。世論のこれに対する要望もあるわけでありす。今日、何らかの警備業者に対する規制を加えるべきであると思つております。したがつて、今回、警備業者に対する規制を内容とする警備業法案の制定そのものに反対するものではございませんが、しかし、本来、人の財産生命を守ることは警察の使命であるのであります。したがつて、個人に与えられた正当な自衛行為を民法上の契約によりまして代行するという営業につきましては、あくまで行き過ぎのないように厳正な規制をする必要があるものであります。また、その規定につきましても、でき得る限り疑義の生じないよ

うに明確に規定をする必要があると考えるのであります。したがひまして、今回の法案につきましては、この点がきわめて不備な点が多いわけでありまして、第一に、警備業務につきましましては、違法行為を誘発するおそれのある第二條の第二号及び第四号等は削除すべきであると存するのでござい

ます。また警備業者及び警備員の欠格規定のごときにつきましましては、すでに申し上げましたように、警察の業務をいわば個人の委託によつて代行するという重要な業務でありますので、既存の許可営業の欠格事由よりも厳正にする必要があるものでございまして、他の許可営業と同じような欠格年限にすることは不適当であると考えるのであります。

また、第十五條の、警備業務の適当な実施が著しく害されるおそれがあるときや、また、本法の規定の違反に対する営業の全部または一部の停止期間につきましても、他の法令よりきびしくする。停止の上限、裁量の余地を高めておく必要があると思ひます。

ことに、警備業者の最近の事例は、多くの労働争議に介入しておるのでありまして、いわば経営者の委託によりましてスト破り等の行為を行ない、中には傷害事件等も発生しているのをごさいます。したがひまして、この際、最近頻発をしております争議行為介入等の事例にかんがみまして、争議行為に介入するというようなことにつきましては、厳に規制をするという意味におきまして、明文を設けて禁止する規定を置く必要があるの

でございます。以上、反対理由のおもなところを申し上げたのでございまして、以上をもちまして反対討論といたします。(拍手)

○大野委員長 小濱新次君。

○小濱委員 私は、公明党を代表いたします。ただいま議題となつております警備業法案についての反対討論を行ないます。

以下、そのおもな理由を申し述べます。

不十分な法制定は、今後かえって問

なお、修正案に対して賛成いたします。

以

○門司委員 私は、民社党を代表いたしましたして、修正部分を除く原案に反対の意見を申し述べておきたいと思ひます。

私どもが反対をいたします一つの大きな理由は、すでに社会党さん、公明党さんのほうからいろいろ申し上げられておりますので、重複するかと思います。この種の業種が非常に盛んになってきたという社会現象の寄つてきたことを見のがすわけにはまいらぬのが一つであります。

を欠くとともに、ひいては国民の権利を侵すおそれがあるもので、許せないものであります。

これが反対理由の第一であります。

そのことは、発生した当初におけるいろいろの問題が、いま申し述べられております八条関係に主としてあったのではないかということが一応考え

次に、第二条には、「人の身体に対する危害の発生を、その身邊において警戒し、防止する業務」と規定しておりますが、本来、これらの行為は警察の業務であります。特にこのようなことを特別に規定したことは、警備業者に対する特殊意識を助長することにもなりかねないのであり、特別な規定を設ける必要はないと思うのであります。

られるということが一つあります。これは、いずれの場合も、ある種の紛争が起こつたような場合に、これらの業者の出動が往々にして今日まで見られたということは、これは否定することのできない一つの問題であります。したがって、こうした発想の中から出てきた業種というものの——営業は自由でありますから、これを制限することのほろが間違いだとは私は思うのだが、しかし、弊害が

いわゆる二号にありますような交通規制という

これは、現実にはわかっていても、やはり、何かお祭りがあるとか、あるいは一つの事業所でダンブカーの出入りが多いとかいうような場合には、その事件に関しては、当然施行者が常識的に交通を規制していくというようなことはいまでも現実に行なわれているのであって、同時に、こういう場合でも、取り締まり官である警察とは一応連絡をとって、そして警察との協力のもとにこうい

うことが行なわれているのである。ところがこれと別にこういう新しい規定を設けてくるということになる。そこに特殊の権限を与えているというような錯覚あるいは誤認から、往々にして必要以上の行為に出るであらうということは想像にかけたくないものでありまして、いままでの状態ですりしいのではないかということが考えられる。

四号にあります人との問題であります。これは労働基準法から言いますと、四十二条あるいは四十四条等の規定から考えてまゐりますと、どう考えてもおかしいのであって、個人が個人を雇える場合の、その人の仕事というものは、その雇った人個人がこれに指揮、命令するという形が出て

まいますと、これはいささか労基法との関係では疑問がある。こういうものがそのまま法律の中で認められる。同時に、ここには制限をしておりませんから、一人の人が何人かの警備員あるいはボディーガードを雇うということも可能であるということ。こういうあいまいな規定はぜひ除いてもらいたい。これがあって、これが拡大解釈されて乱用されてくるということになりますと、

非常に大きな問題を起こしはしないかという懸念があるということでございます。これらの点はこの法律自体でなくて、やはり労基法との関係等を十分考える必要があるということ。

それから、問題はやはり次の八条の問題でございますが、八条にいたしましても、やはり他の法律によつて、正当な労働争議等に介入してはならないという実例が法律の中にあるわけであります、それがなぜ一体ここに持つてこれられないのかということである。私は、この点については、当局のがんにこさに少しあざれたのでありますが、ほかの法律にこういうものがあるのですから、正当な労働行為に干渉してはならないというのがほかの立法にあるのだから、ここに入れてもたいして差しつかえなかつたのじゃないかと私は思うのですが、その辺は少しがんに過ぎやしないかということである。そこに何か非常に大きなあいまいな規定を残しておるといふようなことが考えられる。

十条においても同じことでありまして、修正をされましたので、私ども、修正の趣旨については賛成をするものでありますが、少なくとも、護身用具を持って歩くというのは、これは国民全体に許された行為でありまして、別に警備員だけの特定のものではない。法律で定められた銃砲刀剣類所持等の取り締まりに関する法律とか、あるいは凶器を集めて持って集合する集合罪であるとかいうような法律が規定しておりますもの以外のものは、だれが持つて歩いたからといって、ちつとも差しつかえがない。同時に、個人が考えて、ここは危険な場所だと考えるときに、護身用具を持って歩くことはちつとも差しつかえがない。夜警をする場合に、懐中電灯一つ持つことも、これも一つの護身用具でありまして、別に問題はない。ここに悪い犬がいるから、この犬を追っ払うからということで棒を持って歩いたからといって、その人がそんなものを持って歩いたらけしからぬという法律はどこにもない。国民の許された護身の行為というものは、これは当然そのまま認

めるべきである。ところが、これを特に警備員に対して護身用具云々ということになりますと、何らかここには一つの特権を与えられたような印象を与えられてくる。国民全体が持つておる権利が特別にまた与えられるような誤認をするわけであります。この点は、自民党の各位の良識によりまして、原案と異なった、規制することのできる文面に変わっておりますので、私から考えればあまり徹底したものではないとは考えるが、しかし、一応の条文の上ではその改正が行なわれたと聞いておりまして、その分における修正案には私は賛成をするものであります。

以上いろいろ申し上げたけれども、世論がいま何とか規制をしなければならぬということとは、警察官の類似行為あるいは警察官に類似した服装を行なつておることによって世人が非常に迷惑をしておるということ、これだけを取り除けばよかつたのではないかと平たく言えば、どうも少し法律の書き過ぎだと思ふのです。書き過ぎにいたしましても、私どもとしては、そういう觀念からくる考え方、つまり、この法律の前段等におけるように、明らかに民法上の私契約であるものに公権力を与えるような印象を与えてくるということとは、法律のていさいとしては慎むべきことだと思ふのであつて、この点等については、きょう私がここで反対しても、自民党さんは大ぜいおいででありますからこのまま通ろうかと思ひますが、今後施行にあたつては、ぜひ最大の御考慮をしていただきたいということを老婆心ながら申し添えて、反対の討論を終わりたいと思ひます。

○大野委員長 林百郎君

○林(百)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつてゐる警備業法案並びにその修正案にも反対の討論をいたします。

本法案は、いわゆるガードマンが、労働争議、学園紛争、公害反対の住民運動、あるいは成田闘争などに対して介入し、暴力をふるひ、威迫を加えるなどの事件が頻発して、ガードマンに対する世論のきびしい批判が集中する中で、ガードマン

を規制することを名目として、また、警察としてもそうせざるを得なくなつた中で提案されたものであると考へます。

ところが、本法案は、世論の期待にこたへるものではなくて、その中身は、労働争議、学園紛争、民主的な大衆運動への介入を、世論が望んでゐるような方向とは逆に実質的にはほとんど規制できないだけであつて、ガードマンに警棒やゲバ棒を持つてこれを法的に認めて、そして、これに権利的な意識を与えることになるような法体制をつくり、市民への思想調査も事情聴取というような形で自由にできるといふような、これは民主主義的な基準から言へばたいへんな内容になつてゐるものであります。

さらに、本法案は、私設警察公認法あるいは警察の補完部隊づくりとも言える部分もありまして、こういう観点から、わが党は強く反対するものであります。

具体的に申し上げますと、第一に、第二条の、本法案の警備業の定義であります。これはすでに門司委員からも討論がありましたが、この定義では、公道、私道を問わず、混雑場所、通行危険なところの交通整理、警戒、事故防止をしたり、また、一四号では、人の身体への危険の発生を警戒、防止などをするところになつてゐるが、これは本来警察法に基づいて警察がやるべき義務であります。ところが、このことを、私的な民事的な契約に基づいて警備業者にやらせて、そして、そのことを合法化するということは、これは私権を公権化することになることであつて、このようなことは法体制から言つても許されないとだと思ひます。

第二には、第八条の問題であります。これも各委員から意見が述べられましたが、法案の第八条は、警備業者と警備員は特別の権限を持つてゐるものではなく、他人の権利や自由を侵害し、個人、団体の正当な活動に干渉してはならないと述べています。このことは、一見ガードマンの不法行為に規制を加えるように見えますけれども、こ

の条項は、ガードマンが争議や市民運動の場に出動することを禁止しているものでもなく、これは介入した場合の注意規定にすぎません。したがつて、自分が正当だとかつてに判断すればガードマンが実行行使ができることになるといふ意味を含んでおる、なかなかくせ者の意味を持つてゐると思ひます。ガードマンが雇われた会社や命令された相手方を不当とつてに判断したとき、幾らでも争議や市民運動に侵害、干渉ができるといふ抜け道がつくられてゐると言へると思ひます。しかも、この条項に違反した場合に直接の罰則のないことは明らかであります。

第三には、第十条の問題であります。ガードマンは必要な護身用具を携帯できるといふ原則は、修正案によつてもこれは否定されておられません。それで、警察当局の説明によれば、護身用具とは武器として使えるもので、たとえば六尺棒、ゲバ棒なども入り得る場合も考えられます。これは、一般の人が常に護身用具を持つて歩くなどということはしないし、また、会社の守衛でも武器などは携帯しておりません。にもかかわらず、これを法的に認め、特権的な意識を与えることになるのであります。したがつて、私たちは、この第十条の点から言ひましたも本法によつてガードマンに特権意識を与え、普通の人が常に持つておらないような護身用具を常時持つてゐることを法制化するようなことに対しては反対でございます。

第四に、第三条でありますけれども、禁錮以上の刑を受け、刑が終つて三年以内の者を役員にしたりガードマンに雇つたりすることはできない、その場合は会社を認めないこともできるとありますが、しかし、恐喝、暴力行為などを常習とする暴力団員がガードマンに雇われ、事件を起こしている例が頻発し、世論に糾弾されてゐるのはもう言うまでもありません。そこで、この条項をつくつたのはそのような背景があるからだと思ひますけれども、三年たつたらまた戻つてこいと言わねばかりの条文だとも言へるわけでありまして、

したがつて、入れかわり立ちかわり、三年ごとにガードマンに前科を持つ者が入り得る余地は十分この条文からも出てくると思ひます。したがつて、悪質なガードマンの追放の歯どめにはならないのではないと思ひます。また、役員の場合でも、顧問という形で黒幕として実権を握ることでもできるというところは、これは当局の答弁によつて明らかであります。したがつて、私たちの第四の反対の点はこの点にあります。

第五は、第十二条であります。ガードマン会社は、名称、役員氏名、所在地などを公安委員会、警察に届け出ることになつてゐます。また、公安委員会、警察が情報の提供を求めた場合は書類や報告を提供するということになつてゐます。警官でもない者に警官まがいの仕事を業務とさせて、労働争議や市民運動に介入することもよろしい、暴力団員雇入れもできるという会社を届けさせて公認して、そこから情報提供もさせるというのですから、これはまさしく現在の警察を補完する私設警察公認法と言つてもよろしいかと思ひます。――警察局長官、横を向いておられますが、これは十分そういう可能性が考えられるわけでありまして。

結論といたしまして、この法案は取り締まり規制法となつてゐないことからわかるように、国民全体が望んでゐるガードマンを取り締まるというところになつておらない。ガードマンの不祥事件を取り締まるというたてまえは見られず、警官にはなかなかできないことを、かえつてガードマンなら自由にできるようにしてゐるという点が非常に危険な点だと思ひます。たとえば、労働争議への介入、市民運動弾圧に出動する場合、警官なら警備法などの法律で規制され、そう簡単に行動できない。また、不法行為には職権乱用罪なども適用されます。ところが、ガードマンは全く私的な契約によつて、そのことが野放しにできるのであります。この法案では法的な根拠がガードマンにそのようなことによつて与えられ、さらに公然と出動できるようになつております。介入、弾圧

ばかりでなく、たとえば、大手ガードマン会社の一つの総合警備保障会社の業務内容には、思想調査として、特定人物、団体組織の思想動向、背後関係調査などが、公然と、堂々と、その目的として記載されております。これは警備公安警察がやるべきことなのでありますけれども、この警備公安警察同様の業務さえやるのが公然と目的に記載されているわけでありまして。

ガードマンは、本来、その業務内容としては、ビルの管理だとか夜警など単純なものに限定すべきであつて、労働運動、市民運動などへの介入は一切禁止することを明示して、違反者にはきびしい罰則を設けるべきである。このことが世論の望んでおるガードマンに対する規制だと私たちは思います。

さらに、修正案につきましてわが党が反対しますのは、ガードマンに護身用具を原則として持たせることを前提として、それに対して一定の制限を加えることもあり得るということでありまして、このような、特権意識をガードマンに与える護身用具の常時携帯というようなことを法制化すること自身については何ら根本的な修正がなされておられませんので、この修正案についてもわが党は反対でありまして、賛成するわけにはいきません。

また、附帯決議につきましては、以上述べた反対理由によりまして、「まだ出ていないよ」と呼び、その他発言する者あり（出ていない。出ていないけれども、先に言っておきますが……）（発言する者多し）それなら、附帯決議については、この際意見を遠慮しておきます。この際附帯決議に対する態度も述べておこうと思いましたが、まだ出ておりませんから、そのことについては保留しておきます。

○大野委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。まず、上村千一郎君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立多数。よつて、上村千一郎君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立多数。よつて、警備業法案は修正議決すべきものと決しました。

○大野委員長 上村千一郎君、山本弥之助君、小濱新次君及び門司亮君から、四派共同をもつて、ただいま修正議決いたしました法律案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。上村千一郎君。

○上村委員 私、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、警備業法案に対して附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、その趣旨説明にかえさせていただきます。

警備業法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行にあたり、特に左の点に留意し、遺憾なきを期すべきである。

一、人もしくは車両の雑踏する場所、またはこれらの通行に危険のある場所における事故防止および人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒、防止する業務は、警察の業務と関連のあるものであることにかんがみ、警備業者および警備員が警備業務を行なうにあつては、本法によつて特別の権限が与えられているものでないことに十分留意し、行き過ぎることがないようにすること。

二、警備業者および警備員は、警備業務を行なうにあたり、いやしくも労働者の労働基本権を侵害し、または正当な争議行為その他労働組合の正当な活動に干渉することがないようにすること。

三、警備業者および警備員が警備業務を行なうにあつては、職業安定法の趣旨にのっとり、ほんらいの警備業務の範囲を逸脱することなく、いやしくも労働者供給事業の禁止規定にふれることがないように厳正に運営すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆さまの御賛同をお願いいたします。

○大野委員長 本動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よつて、上村千一郎君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

国家公安委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中村国務大臣。

○中村国務大臣 ただいま御決議に相なりました趣旨を尊重いたしまして、御期待に沿うよう、運用の面でつとめてまいりたいと存じます。

○大野委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大野委員長 次回は、来たる六日火曜日、午前

十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時三分散会

昭和四十七年六月十四日印刷

昭和四十七年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局